

## 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

### 自然環境活用部会 設立趣旨

越後平野においては、ガン類・ハクチョウ類・トキを指標種とした生態系ネットワークの形成と、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指して、令和元年に「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」を設立し、多様な主体が連携

- ・協働して取り組んでいくこととしています。

越後平野における生態系ネットワークによる地域振興を図るため、越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化や地域づくりに関わる具体的な検討事項について、有識者からの専門的観点からご意見をいただきながら関係機関が効果的な取組みを行うための検討・議論を行うため、協議会の下に「自然環境活用部会」を設置します。

# 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

## 自然環境活用部会 規約

### (名称)

第1条 「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という。) 規約第5条に基づき「自然環境活用部会」(以下「活用部会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 活用部会は、次の事項について、検討を行う。

- (1) 協議会規約第2条の内、越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- (2) その他、協議会の会長又は活用部会の部会長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 活用部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び副部会長は、事務局の推薦によってこれらを定める。

- 2 部会長は、活用部会を代表し、部会の円滑な運営と進行を総括する。副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は、部会の検討経緯及び結果を協議会へ報告する。
- 4 委員は別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (活用部会の招集)

第4条 活用部会は、協議会の会長又は活用部会の部会長が招集する。

- 2 活用部会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

### (会議の公開)

第6条 活用部会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、活用部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この規約は、令和4年12月16日から施行する。

## 別表 自然環境活用部会 委員名簿

令和4年12月16日現在

氏 名 (敬称略)	所属 役職
磯貝 浩史	公益社団法人 新潟県観光協会 課長
河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学部研究部 准教授
木村 直	新潟県生活協同組合連合会 専務理事
関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
玉木 朋人	新潟県商工会連合会 事務局長
中村 茂	新潟日報社 総合プロデュース室 プロデューサー(室長)
藤田 美幸	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授
村山 敏夫	新潟大学 工学部 人間支援感性科学プログラム 准教授
○山田 秀行	新潟市北区観光協会会長 豊栄商工同友会副会長
○	新潟県土木部河川整備課(新潟地域振興局・新発田地域振興局)
○	新潟市北区役所産業振興課
○	新発田市観光振興課
○	福島潟みらい連合
○農業政策課長	佐渡市 農業政策課

※五十音順

○オブザーバー